

介護ウェブ2020 推進ニュース

★ 介護報酬「引き上げ特例」、利用者負担を飯田市が補填。

厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下「臨時的取扱い」）が発せられ2ヵ月がたちました。新型コロナウイルス感染症による影響を利用者に負担させる、算定に当たって利用者の了解を必要とし利用者間で格差が生じるなど大きな矛盾をはらんでいる中、各地で検討や対応に追われています。

長野県飯田市では「臨時的取扱い」の、利用者負担増を解消するため、上乘せ分を市が補填する提案がされ8月4日に行われた第2回臨時市議会で承認されました。

提案では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって通所系サービスと短期入所系サービスにおいて介護請求額が減少しており、事業全体の安定的供給面から何らかの支援が必要としています。また、国の行った「臨時的取扱い」には課題（後記）があることを指摘し、これ（臨時的な対応）に相当する額を市から事業者に補助金を交付することで、必要な通所系サービス等を持続的に提供できるよう支援することを目的としています。

対象となる期間は2020年7月～2021年3月までのサービス提供分とし、予算は月900万円、総額8,100万円必要なことが示されています。

【 飯田市が指摘した国の臨時的な取扱いの課題 】

- ・ サービス事業者から利用者に対して通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができない
- ・ 利用者も負担割合に大目田自己負担額の増額に同意する必要がある
- ・ 利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者と得られない利用者との不公平が生じる場合がある
- ・ すでに利用者が給付限度額ぎりぎりのサービス提供を受けている場合に、臨時的扱いにより限度額を超えた部分は、利用者の10割負担となる

7月、長野民医連飯伊地域連絡会では飯田民医労と共闘し、飯田市を含む近隣5町村に対して負担増が発生しない措置を行うよう要請を行いました。対応した飯田市の長寿支援課長からは、「同じ介護サービスなのに突然料金が上がるのは詐欺行為だと利用者からも苦情が来ている。新聞でも大きく報道され、市としても何かできないか検討したい」との回答を引き出しました。大きな市民の声と要請が市の決定を後押ししたことは確かです。

各地で「臨時的取扱い」に対する要請行動が行われています。飯田市の取り組みを各地に広げましょう。国に対しては引き続き、介護事業所の減収分は利用者負担ではなく公費により補填すること、「臨時的取扱い」による積み増し部分について、利用料負担、区分支給限度額の対象から外すことを要請します。

介護利用料増やすな

長野 飯伊民医連、飯田市に要請

長野県民主医療機関連合会飯伊地域連絡会（飯伊民医連、牛山雅

夫運営委員長）は2日、牧野光朗・飯田市長に新型コロナウイルスで収入が減った介護サービス事業所への支援策改善を申し入れました。

厚生労働省が通所系サービスについて、一定の要件をもとに介護報酬の算定を実際より2段階引き上げること

を認める通知を出し、利用料負担が新たに発生するとして戸惑いの声が上がっています。

飯伊民医連は、通知の運用に際し利用者への負担増が生じない措置を市に要請しました。対応した市長寿支援課の担当者は「同じ介護サービスなのに突然料金が上がるのは詐欺行為だと、利用者か

利用料負担が新たに発生するとして戸惑いの声が上がっています。

飯伊民医連は、通知の運用に際し利用者への負担増が生じない措置を市に要請しました。対応した市長寿支援課の担当者は「同じ介護サービスなのに突然料金が上がるのは詐欺行為だと、利用者か

【 2020年7月8日 しんぶん赤旗 】

★ 介護給付費分科会報告（20208月3日）

8月3日（月）、第181回介護給付費分科会（オンライン会議）が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた1回目の事業者団体ヒヤリングが行われました。今回は「日本ホームヘルパー協会」「全国訪問看護事業協会」「全国介護事業者連盟」「24時間在宅ケア研究会」「全国社会福祉法人経営者協議会」「日本福祉用具・生活支援用具協会」「日本福祉用具供給協会」「全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会」「全国個室ユニット型施設推進協議会」「日本栄養士会」「全国リハビリテーション医療関連団体協議会」「全国デイケア協会・日本リハビリテーション医学会」「日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会」等から報告があり、意見交換が行われました。

ヒヤリング参加者からの発言（一部抜粋）

○青木 文江氏（日本ホームヘルパー協会）

サービス提供責任者の人材不足や運営基準で定められた業務を行えていない実態があるので、業務に対する報酬を設定してほしい。ヘルパーの人材確保は危機的状況であり、基本報酬の引き上げや休日加算を新設してほしい。

○斎藤 正行氏（全国介護事業者連盟）

介護現場の生産性向上を図る観点からケアプランAIの活用が必要である。サービスの質を担保していくことを大前提に効率化が図れると、一定のエビデンスや根拠が存在してくる。AIを活用した場合に別途の加算や利用者人数の上限、集中減算の要件定義についての見直しを検討して頂きたい。

○宮島 渡氏（全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）

包括的なサービス提供や包括報酬の点では施設サービス体系と近い報酬設定にすべきと考えている。看護職員の確保が難しいので、重度になった方たちの対応が出来なくなっている実態がある。認知症グループホーム同様に医療連携加算のようなものを認定し、訪問看護や診療所、医療機関と包括的な委託契約によって看取りや日常的な看護管理ができるようにすることも1つの方法ではないか。

○深浦 順一氏（言語聴覚士協会）

各地で言語聴覚士が訪問を行っていることが増えている。病院や施設だと食事の管理がされているが、在宅での管理体制は低下してしまう。在宅での食事の作成方法や介助方法に具体的に示していくことが必要である。

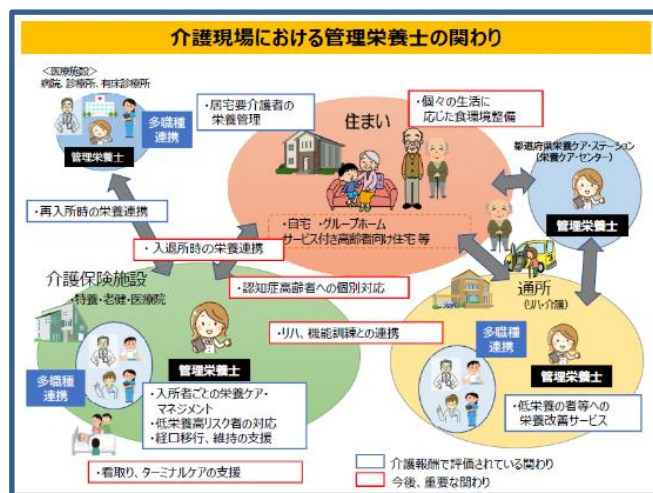
参加委員発言（一部抜粋）

○小玉 剛氏（公益社団法人日本歯科医師会常務理事）

栄養ケアの充実には介護保険施設への管理栄養士の複数配置や多職種との連携でも有効であると考えます。介護現場における管理栄養士の役割について、住まいでの対応の中で栄養ケア・ステーションの関わりが出てきている。自立支援、重度化防止を目指すために管理栄養士の栄養ケア・ステーションとの連携と活用を今後どのように進めていくのか検討すべきである。

○東 憲太郎氏（公益社団法人全国老人保健施設協会会長）

要介護の高齢者においてリハビリの終了や卒業という考え方は適さないと思う。一方で、生活機能を維持するためのリハビリが必要であり、リハビリをやめる社会参加支援加算の対象を要支援者にするのは賛成である。



※第181回介護給付費分科会資料 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12748.html)

★あずみの里裁判上告を阻止しよう！

7月28日(火)の判決から一週間がたちました。各地で取り組んでいる「上告断念を強く求める要請書」は4日(火)までに2,508筆を東京高等検察庁に提出しました。今もなお民医連の枠を超えて全国から要請書が届いております。次回は7日に提出を行います。また、提出前に弁護士会館前にて街頭宣伝も行う予定です(Covid-19の影響により動員等はありません)。

また、看護・介護・医療関係有志による「介護の未来に安心と希望を与えてくれた東京高等控訴審判決の上告断念を」アピールも発表、提出されました。全国の方で検察庁を包囲し、1日も早く上告を断念するよう求めましょう。



★ 新型コロナウイルス感染症に対する各自治体の対応策について紹介します

○介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止補助金 (北海道・石狩市)

【助成金】：20万円 (備品購入費用の補助)

【対象施設】：施設系サービス、地域密着型サービス、訪問介護、訪問型サービス、訪問看護、訪問リハビリ

【補助金の対象】：衛生環境 (マスク、空気清浄機等) 通信環境 (タブレット、Wi-Fi環境整備等)

石狩市介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止に努め介護サービスの質の維持を図るため、高齢者が利用する施設において利用者及び職員の感染防止等のための備品等を購入する費用の一部を補助します。

助成額 事業等(介護サービス)1件あたり **限度額 20万円**

補助対象施設

区分	事業等
地域密着型	通所介護、介護(介護予防)認知症対応型通所介護、 介護(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 介護(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設入所者生活介護
総合事業	通所型サービス(旧介護予防訪問介護等に相当するサービス)
その他	介護(介護予防)通所リハビリテーション、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、高齢者の居宅系施設(ケアハウス(軽費老人ホーム)、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅)

補助金の対象となるもの

【環境・衛生】 マスク、フェイスシールド、消毒液、空気清浄機、次亜塩素酸水生成器、蒸気消毒器、加湿器、除湿器、洗濯機、ふとん乾燥機、掃除機、サーキュレーター等感染防止のための衛生環境充実にかかるもの

【通信】 タブレット、wi-fi 環境の整備等、家族等との面談自粛に伴い、テレビ電話等による通信環境の充実にかかるもの

【介護予防】 テレビ、DVD、音響設備等外出自粛に伴い、フレイル予防等に関するもの

石狩市介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止に努め介護サービスの質の維持を図るため、高齢者が利用する施設において利用者及び職員の感染防止等のための備品等を購入する費用の一部を補助します。

助成額 事業等(介護サービス)1件あたり **限度額 20万円**

補助対象施設

事業等
訪問介護 訪問型サービスA 訪問看護 訪問リハビリ

補助金の対象となるもの

【環境・衛生】 マスク、フェイスシールド、消毒液、空気清浄機、次亜塩素酸水生成器、蒸気消毒器、加湿器、除湿器、等感染防止のための衛生環境充実にかかるもの

【通信】 利用者とのテレビ電話等を行うための環境整備(タブレット、wi-fi 環境整備の整備等)による通信環境の充実にかかるもの

新型コロナウイルス感染症は、低く据え置かれてきた介護報酬、慢性的な人手不足によって疲弊しきっていた介護事業所、介護従事者を直撃しました。各自治体に対して、新型コロナウイルス感染症に関する事業への対応策の実施・拡充を求めています！

★ お知らせ

第8期介護保険事業支援計画の策定に向けた作業がが始まっています。各地の状況について動きがありましたら、全日本民医連までお知らせください。

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川